

資料編

- (1) 上位・関連計画の整理
 - ▶第三次雫石町総合計画（基本構想、後期基本計画）
 - ▶第2期雫石町まち・ひと・しごと創生総合戦略
 - ▶国土利用計画
 - ▶雫石都市計画マスタープラン
- (2) 地域・公共交通の現状（各種調査結果）
- (3) 地域公共交通の課題整理
- (4) これまでの実施経緯・目標の達成状況

1. 上位・関連計画等の整理

(1) 第三次雫石町総合計画

①基本構想

町民一人ひとりがまちづくりに参画し、「ふるさと しずくいし」を未来につないでいくため、「協働」を理念とし、「協働のまちづくり」をすべての分野に共通する視点として構想の推進を図るものです。

【策定年度】令和元年度

【計画期間】令和2年度から令和9年度までの8年間

【計画記載内容】

第3章 政策の方向性

2 町土地利用の基本方針

(1)基本方針

1)人口減少社会に対応したコンパクトで暮らしやすい土地利用

移住・定住の促進に努めるとともに、地域を支える拠点と町の拠点となる市街地のネットワークを充実させ、コンパクト・プラス・ネットワーク(※)の実現を目指します。

※コンパクト・プラス・ネットワーク

地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業などの生活機能を確認し、高齢者が安心して暮らせるよう、地域公共交通と連携したコンパクトなまちづくり。

②後期基本計画

まちの将来像である「みんながつくる 未来につなぐ ふるさとしずくいし」を実現するための基本的な方向について定めた後期4年間の計画であり、各分野における実現手段を体系化し、町民と行政が一体となって総合的にまちづくりを推進するための指針となるものです。

【策定年度】令和5年度

【計画期間】令和6年度から令和9年度までの4年間

【計画記載内容】

施策大綱3《産業分野》「産業を通じて豊かさを実感し笑顔で稼ぐまち」

基本施策3-2「地域の魅力ある観光資源を「観て」「触れ」「学び」「遊ぶ」まちづくりをします」

施策3-2-1「魅力ある観光メニューを確立し多様なニーズに対応できる人材育成と受け入れ体制を整備します」

本町の景勝地・温泉地のほか、観光関連施設などの保全や観光二次交通の充実を図り、受け入れ体制を整備するとともに、多様な地域資源を活用した魅力ある観光メニューを確立し、観光消費額増加を図るため、観光事業者のみならず、農林畜産業・文化・スポーツなど様々な分野と連携した持続

可能な観光地づくりに取り組みます。

施策大綱5《安全安心分野》「みんながつながって安全に住めるまち」

基本施策5-3 「快適で暮らしやすいまちづくりをします」

施策5-3-4 「利便性の高い交通体系を整備します」

地域の公共交通資源の連携・補完によって移動手段を確保し、暮らしの利便性向上と人的交流による魅力的で活気あるまちづくりに繋がる交通体系の整備を行います。

(2) 第2期雫石町まち・ひと・しごと創生総合戦略

本町における人口の現状を分析し、今後の展望を示すため平成27年10月に策定された「雫石町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」を踏まえ、その実行計画としての役割を持ち、地域課題の総合的解決と地方創生の実現を目指す指針として、国及び県の総合戦略等を勘案して特に人口減少問題に対応するために策定した計画です。

【策定年度】令和元年度

【計画期間】令和2年度から令和6年度までの5年間

【計画記載内容】

基本目標1 いきいきと仕事のできるまちづくり

基本的方向 (ウ)観光業の振興

施策 ④観光資源の発掘と環境整備

具体的な取り組み

アクセス情報の充実と観光二次交通網の整備による観光客の利便性向上と周遊観光システムの構築

《KPI》

KPI(重要業績評価指標)	平成30年度	令和6年度
県外からの観光客数	928,326人	1,300,000人

基本目標2 誰もが住みやすいまちづくり

基本的方向 (ウ)魅力的で快適な生活環境の提供

施策 ①生活環境の充実と利便性が高い地域交通手段の確保

具体的な取り組み

- ・鉄道や路線バス等、公共交通システムの利便性の向上
- ・あねっこバスの事業拡大による生活交通対策の充実

《KPI》

KPI(重要業績評価指標)	平成30年度	令和6年度
公共交通の満足度	24.4%	40.0%

(3) 国土利用計画第三次雫石町計画

町土は、現在及び将来において、町民のための限られた資源であるとともに、日常生活及び生産を通じた諸活動の共通の基盤です。

このため、町土の利用は、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りながら、健康で文化的な生活環境の確保と自立と共生による地域社会の形成を基本理念として、総合的かつ計画的に行うこととしています。

【策定年度】平成 30 年度

【計画期間】平成 31 年度から令和9年度までの8年間

【計画記載内容】

第1章 町土の利用に関する基本構想

3 町土利用の基本方針

(1)人口減少社会に対応したコンパクトで暮らしやすい土地利用

人口減少が進行している地域について、地域のコミュニティ機能や宅地、農地、森林等の管理水準の低下を防ぐため、移住・定住の促進に努めるほか、旧町村単位の特性を活かした地域づくりを支える地域拠点と、必要に応じて旧小学校区単位で設立する地域活性化拠点を結ぶネットワークを充実させ、拠点性を有する市街地と農山村の相互の機能分担を図り、「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」の実現を目指します。

(4) 雫石都市計画マスタープラン

概ね 20 年後の長期的な展望に立った「目指すべき町の姿」を描き、その実現に向けた都市計画の基本的な方針を示し、まちづくりを総合的、計画的に推進するための指針となる計画です。全体構想として町全体の土地利用及び交通体系形成の方針を、また地域別構想として各地域について都市機能の方針を定めています。

【策定年度】平成 30 年度

【計画期間】平成 31 年から令和 20 年までの 19 年間

【計画記載内容】

[全体構想]

第3章 まちづくりの方針

1. 土地利用の方針

都市計画区域内の用途地域の指定のない白地地域については、土地利用の状況等を考慮しつつ、コンパクト・プラス・ネットワークの考え方に基づいたまちづくりを図っていきます。

2. 交通体系形成の方針

(2)公共交通の整備方針

①バス

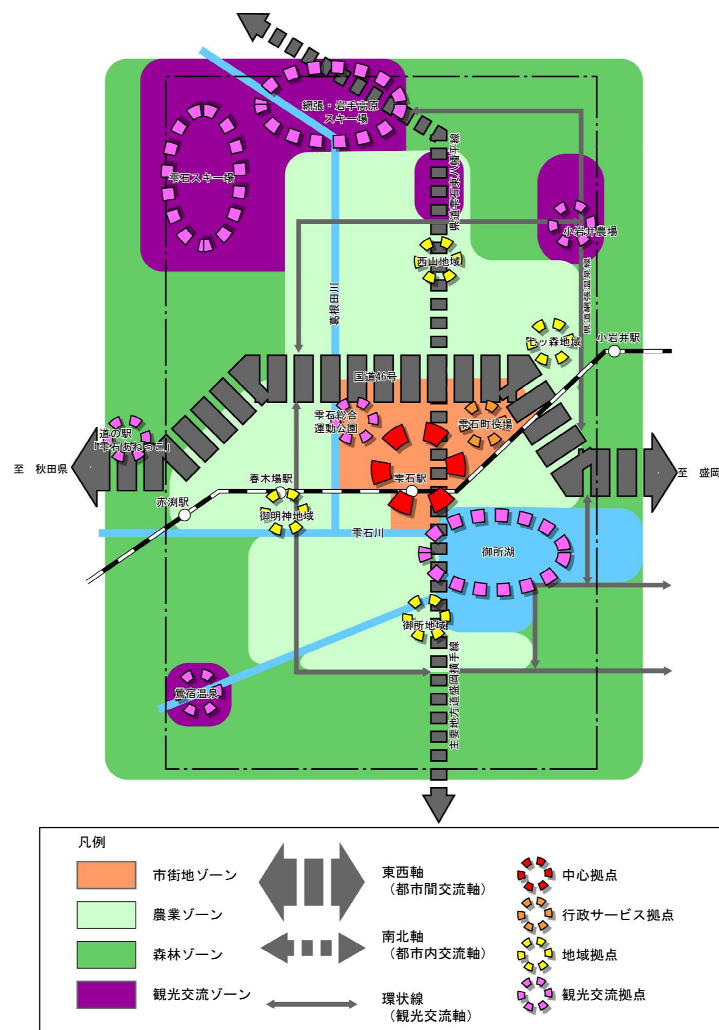
本町と盛岡市等を結ぶ広域的移動手段として路線バスがその機能を持っていますが、町内路線については、平成16年のバス事業者の路線廃止により新たに導入したあねっこバス(デマンドバス)が住民生活の交通手段として役割を果たしています。そのため、利用者のニーズに合わせた運行体制の見直しと利便性の向上に向けた整備を進めています。

また、町内の旅館や民宿等の宿泊施設で所有する送迎バス等の地域資源を活用したスクールバス運行を引き続き進めています。

②鉄道

雫石駅は、通勤通学の利用者や本町を訪れる観光客の玄関口であることから、鉄道とバス等との乗り継ぎの利便性向上と、身体の不自由な人や子どもから高齢者まで全ての人が安心して利用できるようユニバーサルデザインに配慮した駅舎の維持・改善、駅周辺環境整備等を図っていきます。

また、雫石駅は、町内外を結ぶ鉄道の交通結节点であり、観光客やビジネス客等の町内各地への移動の利便を向上させるため、雫石駅からの二次交通システムの構築に努めています。



[地域別構想]

第1章 雫石地域

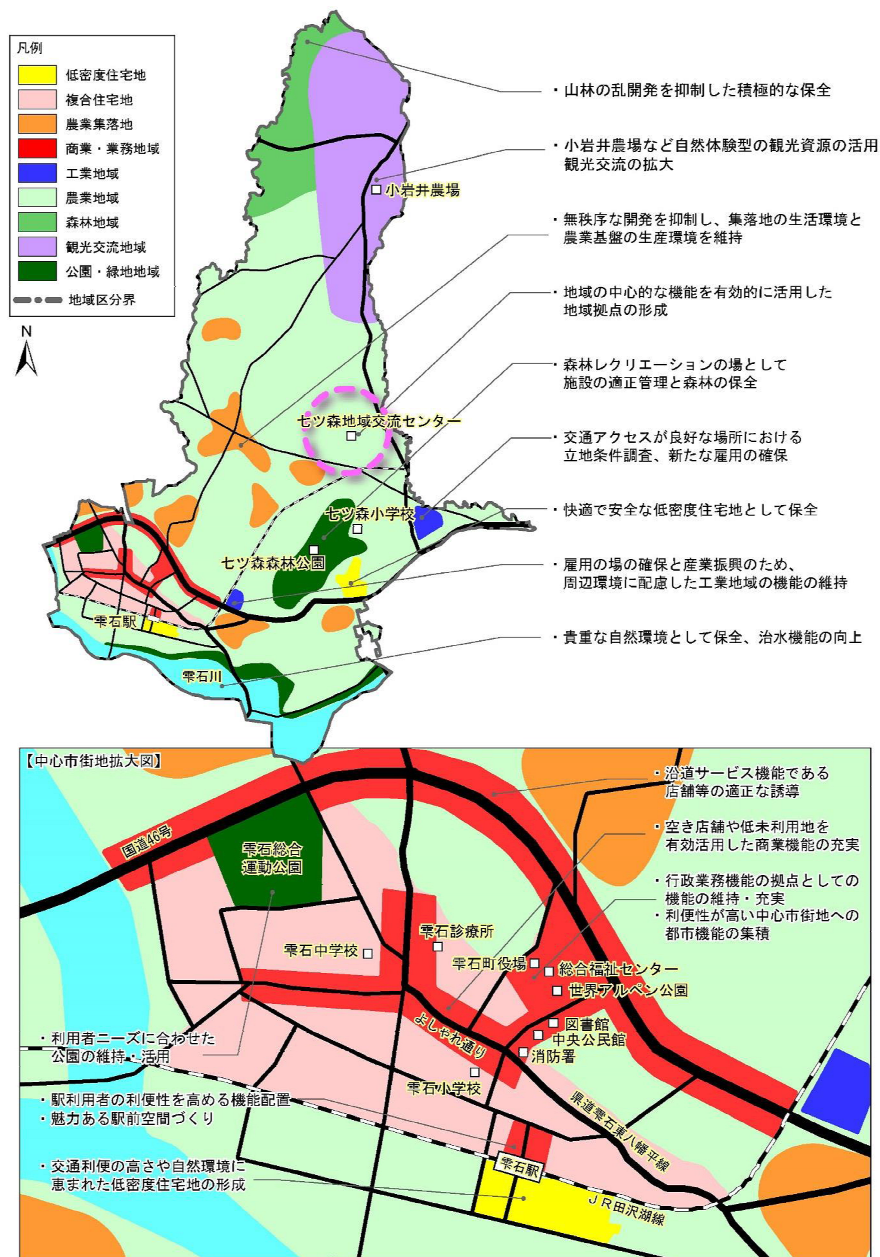
4. 雫石地域のまちづくりの方針

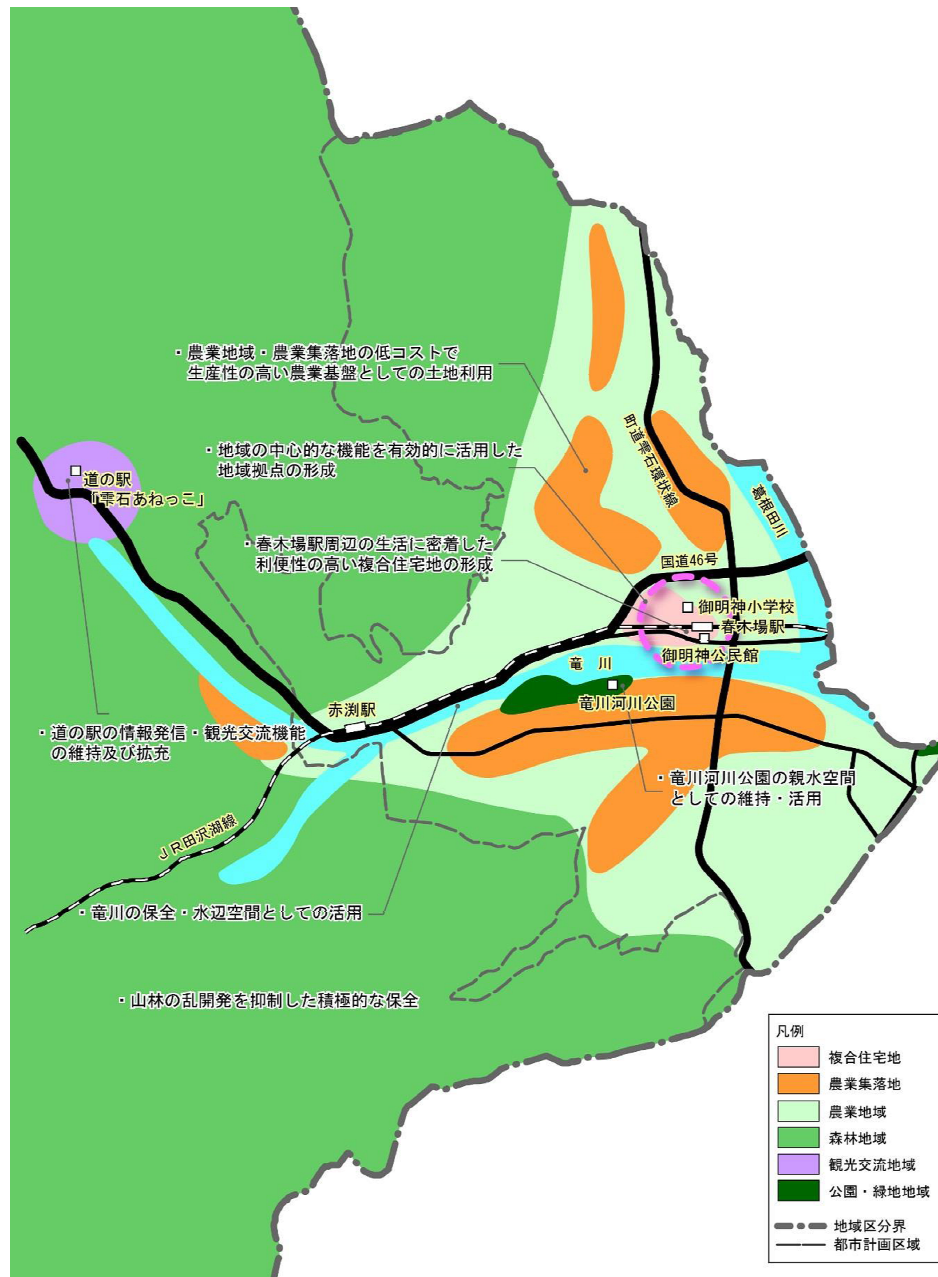
(2) 都市機能の方針

① 交通施設

エ. 公共交通の整備

本町全域を対象に運行しているあねっこバスは、利用者のニーズに対応した運行経路の改善や停留所の見直し等、住民の日常生活における公共交通手段のさらなる充実を図っていきます。





第4章 西山地域

4. 西山地域のまちづくりの方針

(2) 都市機能の方針

① 交通施設

エ. 公共交通の整備

本町全域を対象に運行しているあねっこバスは、利用者のニーズに対応した運行経路の改善や停留所の見直し等、住民の日常生活における公共交通手段のさらなる充実を図っていきます。

